

### ◆「特定外来生物」セイヨウオオマルハナバチ対策

外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されているセイヨウオオマルハナバチ(写真)は、道内では令和4年度(2022年度)末までに132市町村で生息が確認され、在来マルハナバチ(写真)との競合・駆逐などが懸念されており、道では、外来生物法に基づく防除実施計画を作成し、道民ボランティア(セイヨウオオマルハナバチバスターズ)による捕獲活動など、多様な主体による防除を推進しています。

また、平成27年(2015年)4月には、北海道セイヨウオオマルハナバチ対策推進協議会(構成員:北海道、札幌市、石狩市、黒松内町、公益財団法人北海道環境財団、株式会社アレフ、北海道生物多様性保全活動連携支援センター(HoBiCC))を設立し、駆除活動イベント等を通じて、外来種対策に関する道民の理解を促進し、意識の醸成に努めています。当協議会では、例年、えこりん村(恵庭市)において駆除会を開催しており、令和4年度(2022年度)は43名の方が参加しました。

■セイヨウオオマルハナバチ    ■エゾオオマルハナバチ(在来)    ■道民ボランティアの捕獲活動の様子



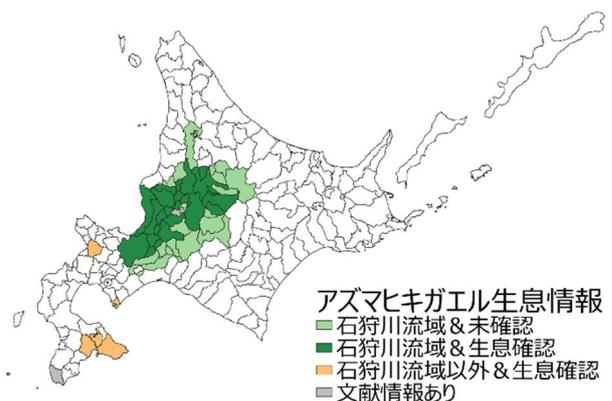
### ◆「指定外来種」アズマヒキガエル対策

アズマヒキガエルは北海道に元々生息していない国内由来の外来種であり、北海道の生物多様性に著しい被害を及ぼすおそれがある種として、生物多様性保全条例に基づく「指定外来種」に指定しています。

また、道民や市民団体等に対し目撃情報を募った結果、令和4年度(2022年度)末時点で道内32市町村でアズマヒキガエルが生息していることが判明しています。

道では、協力をいただいている方々と情報共有しながら、引き続きアズマヒキガエルの拡散防止を図ります。

■アズマヒキガエルの目撃があった市町村  
(令和4年度(2022年度)末現在)



### ◆外来魚対策

ブラックバスやブルーギル(写真)は、元々日本国内には生息していない魚類でしたが、釣り人が放流したことなどが原因で生息域が拡大したと考えられており、現在、国内の多くの河川・湖沼で確認されています。

ブラックバス(オオクチバス)



これらの魚は北米産で、極めて魚食性が強く、環境適応力、繁殖力も高いことから、全国的に水産資源や生態系への影響が問題となっており、外来生物法の対象となる「特定外来生物」に指定されています。道内では、函館市の五稜郭公園の堀でブルーギルが確認されています。

一方、ブラックバスは、平成13年（2001年）に大沼国立公園内の湖沼で初めて捕獲された後、道央の沼で確認されましたが、平成19年（2007年）5月に駆除が完了しました。道では、「北海道漁業調整規則」により、カワマス、カムルチー、ブラウントラウト（写真）の3種を移植禁止にしているほか、「外来魚拡散防止総合対策事業」により生息確認調査や駆除を実施し、侵入魚の早期発見や拡散防止策を講じるとともに、啓発小冊子の配布などにより、外来魚の違法な放流の防止を図っています。

また、道内各地で生息するニジマスについても、国から平成29年（2017年）12月に示された「水産分野における産業管理外来種の管理について」において、これ以上の分布拡大をしないことが求められています。

ブルーギル



カワマス



カムルチー

ブラウントラウト



写真提供：地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
水産研究本部さけます・内水面水産試験場

### (3) 野生鳥獣の適正な保護管理

野生鳥獣の中には、絶滅のおそれのある種や増えすぎて農林水産業等に被害をもたらす種があるため、人間活動とのバランスに配慮しながら、将来にわたって生物多様性が損なわれることのないよう適正な保護管理を計画的に推進する必要があります。

このため道では、生物多様性保全条例、北海道エゾシカ対策推進条例、北海道鳥獣保護管理事業計画及び北海道野生動物保護管理指針に加えて、エゾシカやアザラシ、ヒグマに関して個別の計画を定めて野生鳥獣の保護管理施策の展開を図っています。

#### ア エゾシカの管理と有効活用

道内におけるエゾシカの農林業被害額は、平成23年度（2011年度）の64億円から、令和元年度（2019年度）には38億円まで減少していますが、令和2年度（2020年度）には増加に転じ、令和3年度（2021年度）は45億円となりました。

また、高山植物や希少植物にも食害が生じているほか、令和4年（2022年）の交通事故は記録を取り始めた平成16年（2004年）以降で最多となる4,480件、列車の支障件数も令和4年度（2022年度）は過去

■ 指定管理鳥獣捕獲等事業による囲いわな捕獲



最多の4,273件となるなど、北海道の生態系や私たちの生活に様々な影響を与えています。

こうした状況の中、道では、平成26年（2014年）3月に、特定の野生動物の総合的な対策を定めた都道府県の条例として全国初となる「北海道エゾシカ対策推進条例」を制定し、エゾシカ対策に関する基本理念や道の責務等を明らかにするとともに、施策の基本事項を定めており、総合的かつ計画的に対策を進めて、人とエゾシカとの共生、地域社会の健全な発展を推進することとしています。

また、「北海道エゾシカ管理計画（第6期）」をこの条例に基づく基本計画として位置づけ、この計画に掲げた7つの基本施策（上表）を積極的に進めていくこととしています。

さらに、増えすぎたエゾシカが適正な生息数となるよう各種対策に努めており、地域の捕獲目標となる「エゾシカ捕獲推進プラン」を策定するなど、捕獲の強化を図っています。

令和4年度（2022年度）は、狩猟規制の緩和（狩猟期間の延長等）を継続するとともに、市町村による一斉捕獲を促進するため、令和5年（2023年）2～3月を「一斉捕獲推進期間」として位置付け、森林管理者（国有林・道有林）との連携による林道除雪などに取り組みました。

また、環境省の「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用して、道内11カ所の鳥獣保護区等で捕獲を実施し、全体で444頭を捕獲しました。

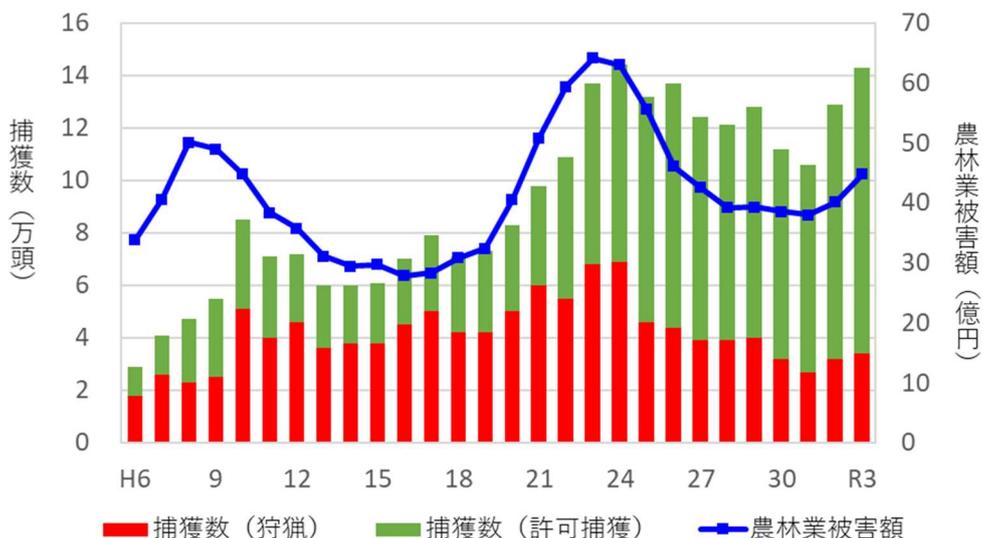
さらに、市町村が実施する捕獲事業に対し、地域づくり総合交付金や鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した支援を行うとともに、国や市町村、猟友会など様々な関係機関が一体となった連携強化を図ってきました。その結果、令和3年度（2021年度）の捕獲数は14万頭超となりましたが、推定生息数は令和4年度（2022年度）時点で約72万頭と増加傾向にあることから、今後も更なる捕獲の強化やメスシカの積極的な捕獲の推進を図ることが必要です。

また、捕獲対策の推進に伴い、増加する捕獲個体を大切な命・資源として無駄なく、いかに有効活用していくかも重要な課題となっており、道では、平成18年度（2006年度）にエゾシカ有効活用のガイドラインを策定し、特に食肉利用に重点をおいて、次の取組を進めています。

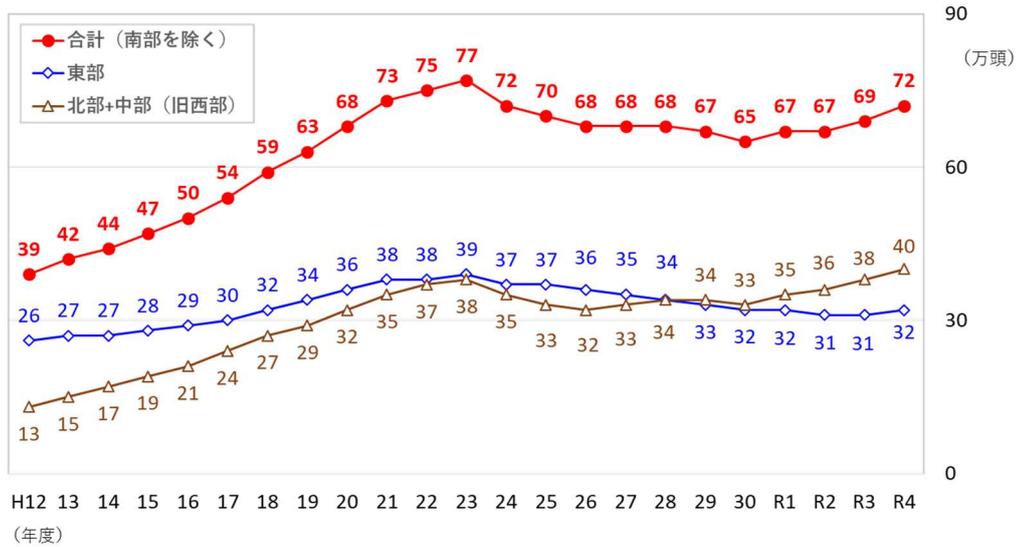
■北海道エゾシカ管理計画の基本施策の内容

- ① 個体数管理の推進
- ② 担い手確保の推進
- ③ 有効活用の推進
- ④ 被害防除対策の推進
- ⑤ モニタリング・調査研究
- ⑥ 事故・違反防止の徹底
- ⑦ 適正な残滓処理の推進

■エゾシカの捕獲頭数と農林業被害額の推移



■エゾシカの推定生息数の推移



※ 南部の推定生息数は3万頭～18万頭（参考値）であり、上図の外数

※ 東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）、北部地域（空知、上川、留萌、宗谷）、中部地域（石狩、胆振、日高）、南部地域（後志、渡島、檜山）。北部・中部地域は、令和2年度まで旧西部地域として集計。

◆シカの日参加店・エゾシカウィーク（エゾシカフェア）

道では、平成22年（2010年）10月から毎月第4火曜日を「シカの日」（4火＝シカ）に設定し、シカの日を中心にエゾシカ肉料理を提供している飲食店や、エゾシカ肉を販売する小売店（エゾシカ肉の仕入先などいくつかの条件を満たし、普及啓発活動の趣旨にご賛同いただける店舗）を、「シカの日参加店」として登録しています。店頭に掲げられている黄緑色の「おいシカ」（右図）が、シカの日参加店の目印です。ホームページやイベント等では、これら参加店の情報を提供し、エゾシカ肉の消費拡大を図っています。

■おいシカ ロゴマーク

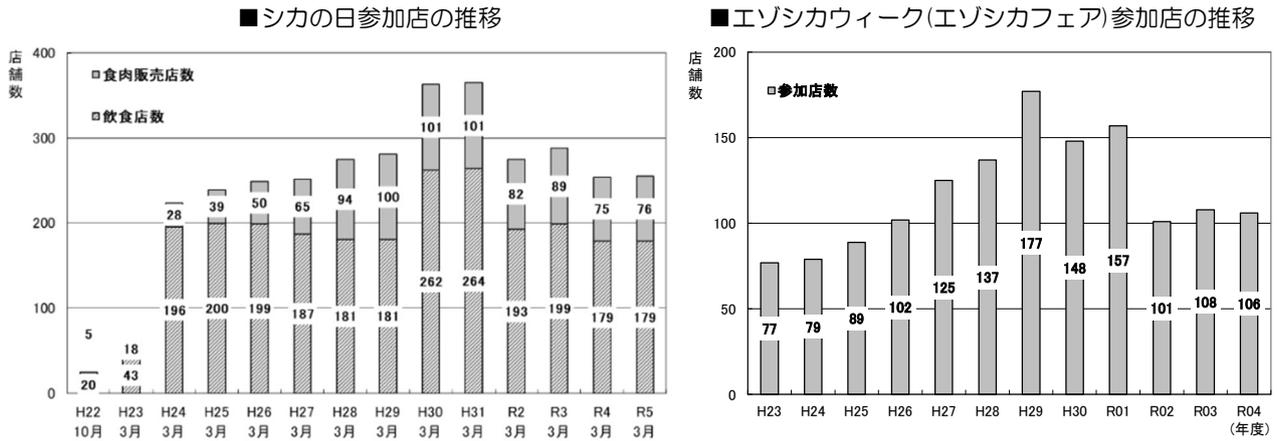


開始直後は25店舗でしたが、消費拡大とともに参加店舗数は増加し、令和4年度（2022年度）末時点で255店舗となり、一般消費者の消費拡大の一端を担っています。

また、「エゾシカウィーク」（平成23年度（2011年度）事業開始）は、国内外から北海道を訪れる観光客が多い時期に合わせて開催するエゾシカ肉の消費拡大イベントです。シカの日参加店を中心に、エゾシカウィーク（約2週間）の期間限定でエゾシカ料理を提供する飲食店も多く参加しており、道内各地でエゾシカ料理を楽しむことができます。

令和4年度（2022年度）は、旬な時期のエゾシカ肉の魅力をより多くの人に堪能してもらうため、開催期間を12月15日から2月12日までの60日間と大幅に拡大した「エゾシカフェア」を開催しました。

【令和4年度（2022年度）の参加店舗数 全道106店舗】



◆エゾシカ出前講座

令和4年度（2022年度）は、「エゾシカ有効活用推進事業」で、全道の小・中学校や高校の児童・生徒などを対象に「エゾシカ出前講座」を13回（参加者総数387名）開催しました。

出前講座は、エゾシカの生態やエゾシカが増加している原因とそれに伴う被害や対策などを学び、エゾシカとの共存や大切な命を無駄にしないことを考える環境教育・食育の場として、一般家庭などにおけるエゾシカ肉の普及を目的としており、エゾシカ肉の試食やエゾシカの角や革を使ったストラップ作りが体験できるほか、エゾシカの生態や生態系への影響など、命を無駄なく有効活用することについての学びの場を提供しています。

◆エゾシカ肉処理施設認証制度

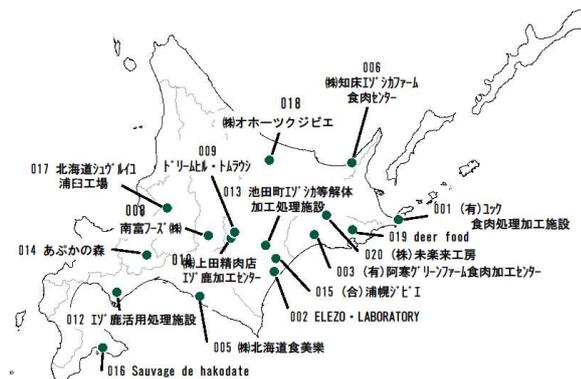
道では、エゾシカが衛生的に処理され、より安全・安心な食肉として流通することを目的として、平成18年度（2006年度）に「エゾシカ衛生処理マニュアル」を策定し（最終改正平成27年（2015年）4月）、その普及に努めています。

また、平成27年度（2015年度）には、このマニュアルの遵守に北海道HACCPの取得と履歴管理（トレーサビリティ）の導入を加えて、より高度な衛生管理を行っているエゾシカ肉の処理施設を道が認証する「エゾシカ肉処理施設認証制度」を創設、平成28年度（2016年度）から運用を開始し、令和5年（2023年）3月末時点で17施設を認証しています。認証施設から出荷される食肉や加工品には、認証マークをつけることができます。

■エゾシカ肉処理施設認証マーク



■エゾシカ肉処理施設認証制度による認証施設一覧



## ◆SNS等を活用した広報

道のエゾシカ肉処理施設認証制度で認証された高度な衛生管理を行う施設で生産する安全・安心なエゾシカ肉の魅力等を発信するため、動画配信サービス(Youtube)やSNS、HP等において広報を行っています。

### ■MEET DEER MEET ホームページ



### ■おいシカ! エゾシカ! Facebook



## ◆インターンシップの実施

エゾシカ肉処理認証施設の担い手の確保とエゾシカ肉処理技術伝承の機会創出のため、認証施設において大学生や高校生などを対象としたインターンシップを開催しました。

実施日：令和4年（2022年）10月22日・29日、11月2日

参加者：33名（社会人、大学生・大学院生、高校生）

受入施設：3施設

（株）知床エゾシカファーム（斜里町）

（有）阿寒グリーンファーム（釧路市）

南富フーズ（株）（南富良野町）

## ◆「北海道ジビエシンポジウム」の開催

北海道新聞社と共催で、エゾシカ肉の消費拡大と鳥獣被害対策を目的とした「北海道ジビエシンポジウム」を、対面とオンラインの併用で開催しました。

開催日：令和5年（2023年）3月27日

参加者：対面 45名、オンライン 105名（市町村担当者、狩猟者、飲食店関係者、一般）

### ■北海道ジビエシンポジウム



（パネルディスカッション）



（エゾシカ解体実演）

## イ ヒグマの保護管理

北海道の豊かな自然を象徴するヒグマは、かつては全道に分布していましたが、開発による生息環境の改変や昭和40年代に行われた年間500～600頭の捕獲などの結果、現在はほぼ5

つの地域個体群（渡島半島、積丹・恵庭、天塩・増毛、道東・宗谷、日高・夕張）に分かれて生息しています。このうち、積丹・恵庭と天塩・増毛の個体群は、「北海道レッドデータブック2001」で「保護に留意すべき地域個体群」とされています。

また、近年のヒグマ問題を踏まえ、更なる注意喚起と正しい知識を学ぶ機会の提供を目的として、パネル展やシンポジウムを開催するとともにWeb配信を行い、他にもリーフレットを作成してアウトドア施設に配布するなどの普及啓発活動も行っています。

一方で、平成2年に「春熊駆除」を廃止して以降、ヒグマの生息状況は増加傾向にあると考えられており、近年、札幌市をはじめ全道各地の市街地においてヒグマの出没が増加するとともに、令和3年度の農業被害額が過去最高額を記録するなど、人とヒグマとのあつれきが大きな問題となっています。

道では、こうした人とヒグマとのあつれきを低減するため、平成29年(2017年)3月に「北海道ヒグマ管理計画」を策定し、令和4年(2022年)3月からは、「北海道ヒグマ管理計画(第2期)」に基づき、引き続き管理計画の目標達成に向けた取組を関係機関の協力のもと進めています。

ヒグマによる人身被害の未然防止は、事故の多くが春の山菜採りや秋のキノコ採りなど、人が積極的に山野に入り込む時期に発生していることから、毎年春と秋の年2回、「ヒグマ注意特別期間」を設け、山野でヒグマに遭わないための基本ルールの周知を図るなど普及啓発活動に努めています。

ヒグマは主に森林に生息しており、基本的には人との接触を避ける動物であるため、全てのヒグマが人間とのあつれきを起こすわけではありません。何らかの理由で農作物や生ごみなどの人為的な食物に執着したり、人間をおそれなくなった個体、いわゆる「問題グマ」が、農業被害や市街地出没の多くを引き起こしていると考えられています。

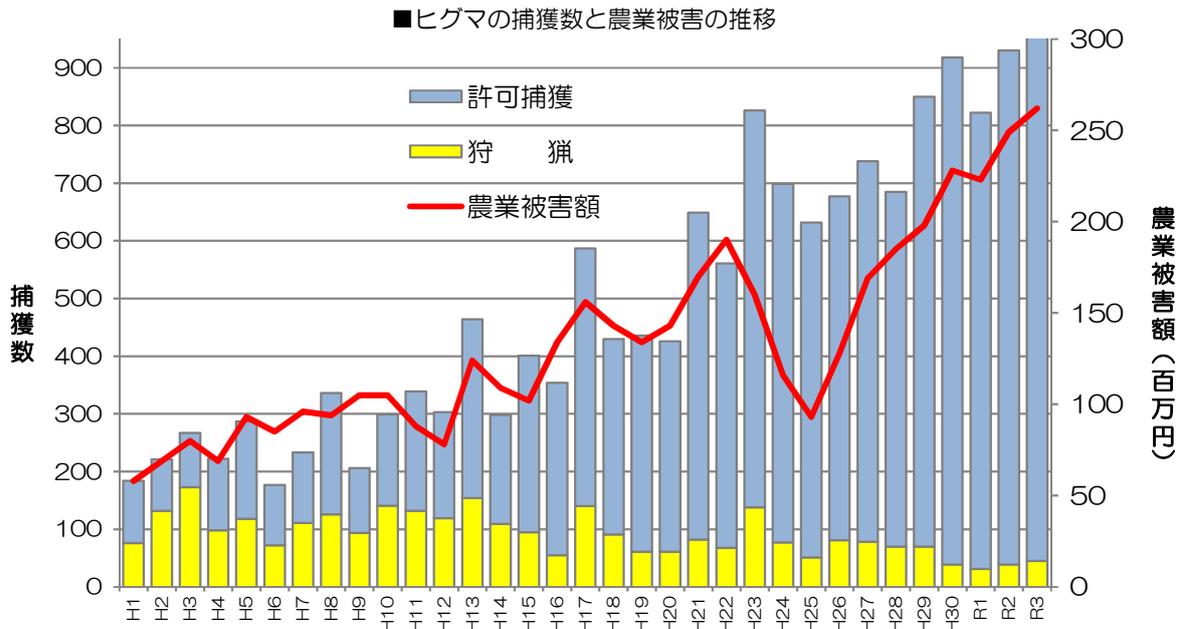
道では、市街地への出没に対する防除に加え、監視の効率化や精度の向上を図るため、出没の可能性が高い重点監視エリアの抽出や、自動撮影カメラにより行動を監視する技術とAIによるヒグマの個体識別技術の向上に取り組んでいます。

また、これまでヒグマ捕獲技術伝承のための人材育成捕獲を実施してきたところですが、令和5年からは、人里周辺において捕獲を強化することで、人への警戒心を植え付けることなどを目的に加え、「人里出没抑制等のための春期管理捕獲」として実施しています。

ヒグマの保護管理を適切に推進するためには、生息実態を知ることが重要であることから、DNA分析技術を用いた生息数の推定や動向を把握するための広域痕跡調査、捕獲個体から採取した試料を用いた食性、年齢及び繁殖状況等の分析など、多面的な調査研究事業も進めています。

■明るい時間に農地に出没した「問題グマ」





### ウ アザラシの管理

北海道沿岸には、ゴマフアザラシ(写真)、ゼニガタアザラシ、クラカケアザラシ、ワモンアザラシ、アゴヒゲアザラシの5種のアザラシ類が回遊・生息しており、北海道開拓以前から、肉は食料、脂は燃料、皮は鞆や被服、スキー板裏の滑り止め等の皮革製品として利用され、人間活動と密接に関わってきました。

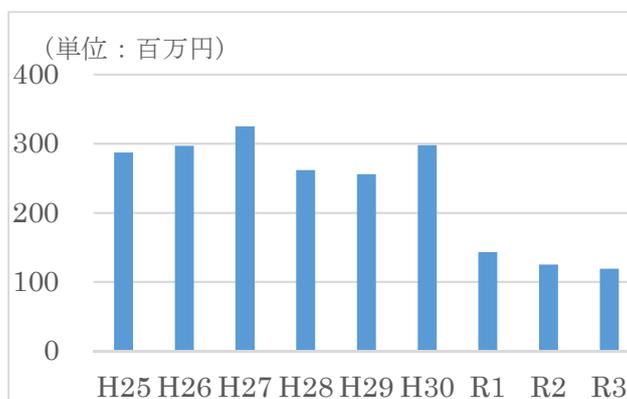
■ゴマフアザラシ



近年、北海道に回遊・生息するアザラシ類のうち、ゴマフアザラシとゼニガタアザラシの確認個体数が増加するとともに、生息地の範囲が拡大し、漁業被害が深刻化しています。

ゴマフアザラシは、冬場にサハリン沿岸等から本道沿岸に回遊してくる「冬期北海道回遊群」と、夏場に道東の尾岱沼等に生息し、冬場の生息地が不詳である「夏期北海道回遊群」に分類されますが、近年、冬期北海道回遊群の一部から分離し、道北地域に居続ける「周年定着個体」が増加しています。

■アザラシ類による漁業被害額の推移



■電波発信機の装着



■箱わなの設置



そのため、道では、平成27年（2015年）3月にアザラシ類による漁業被害の軽減と人とアザラシ類との共存を目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、北海道アザラシ管理計画を策定し、電波発信機による行動圏追跡調査や胃内容物の食性等分析調査などの生態調査を実施するとともに、捕獲や追い払いを効果的に行う手法の検証を行っています。また、市町村や漁業者などを対象としたワークショップを開催し、ゴマフアザラシ対策の最新の知見などについて、情報共有を図るなど、被害防止と適正管理のための総合的な対策を進めています。

また、ゼニガタアザラシは、環境省が所管する希少鳥獣でしたが、平成27年（2015年）9月に準絶滅危惧種に引き下げられたことに伴い、道で「えりも地域ゼニガタアザラシ特定希少鳥獣管理計画」を策定し、平成28年度（2016年度）から適正な個体群管理のための捕獲などの取組を実施しています。

## エ 狩猟の適正化等

道では、狩猟免許の試験や更新、狩猟者登録などを行うとともに、狩猟事故や違反行為を防止するため、狩猟者に対する指導・取締りなどを行っています。

本道の狩猟人口は、昭和53年（1978年）の約2万人をピークに、平成18年（2006年）には約8,700人にまで減少し、加えて高齢者も多くなっており（次ページ図）、エゾシカによる農林業被害やヒグマの出没などへの対応が必要な地域では、狩猟免許所持者の減少が深刻な課題となっています。

このため、道では、これまで狩猟免許試験を休日や農閑期に開催して受験者の利便性の向上を図るほか、振興局において狩猟免許出前教室を開催するなど、狩猟者確保に向けた取組を実施しており、令和3年度（2021年度）の狩猟免許所持者は約1万2千人となっています。

また、人命や農林水産業に被害を与える鳥獣については、対象鳥獣の生態、被害の発生状況等を勘案し、捕獲時期、捕獲方法、捕獲数などが適切なものとなるよう配慮した上で、捕獲の許可を行っています。

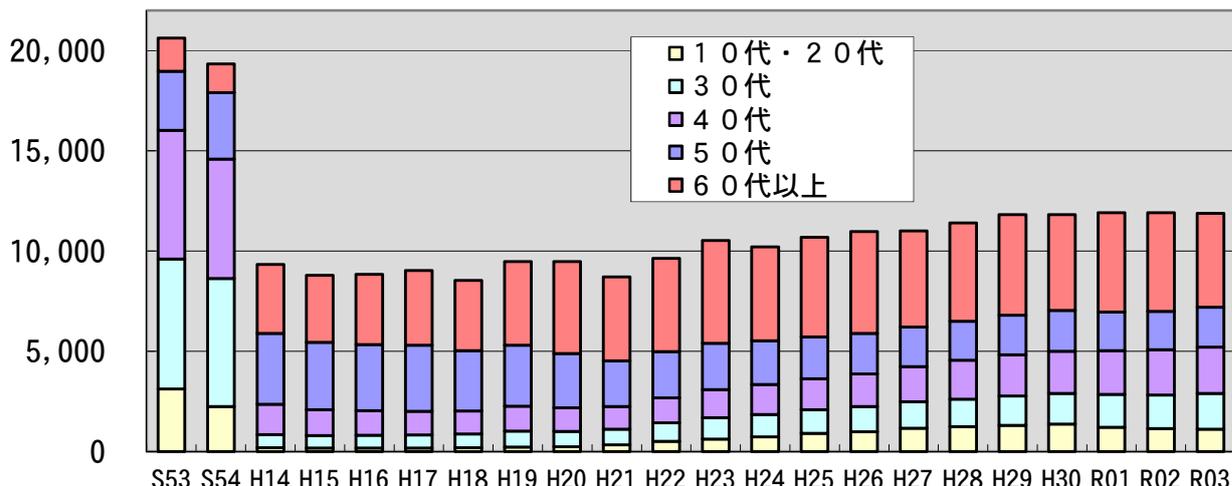
このほか、住宅地に近い河川など、銃猟による事故が予想される場所を特定猟具使用禁止区域（銃）に指定しているほか、水鳥類の鉛中毒を防止するため、水辺における鉛散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域を設定しています（右表）。

■特定猟具使用禁止区域（銃）等指定状況

区 分	箇所数	面積(ha)
特定猟具使用禁止区域	92	35,958
指定猟法禁止区域	3	15,460

※ 令和4年度末現在

■ 狩猟免許所持者数の推移



## オ 林業・水産業における被害対策

エゾヤチネズミは、樹皮などを食べるにより森林被害を与える代表的な野生動物です。令和3年度(2021年度)は665haの森林被害が発生しており、特に植栽してから10年以下の幼齢林の被害が多くなっています。

これら野ねずみによる森林被害を防ぐため、道では、生息状況の把握に努めるとともに、生息状況や森林被害状況等に応じて民有林を対象とした殺そ剤の散布などにより、適切な防除に取り組んでいます。

また、エゾシカは、依然として道内全域に生息域が拡散しており、樹木の枝葉や樹皮の食害などを引き起こしています(令和3年度(2021年度)は1,736ha(実面積)の森林被害。)

これらの被害を防止するため、忌避剤の散布や侵入防止柵の設置、枝条巻き(立木に枝などを巻き付け角擦りの被害を防止)について引き続き支援を行うとともに、道有林内の林道等の除雪によるエゾシカ捕獲に向けた環境の整備や、森林内における効率的な捕獲に取り組むなど、エゾシカによる森林被害への防止対策を進めています。

一方、漁業に深刻な影響を与えているトドは、環境省のレッドリストで「絶滅危惧Ⅱ類」となりましたが、近年、個体数が回復・増加したため、「準絶滅危惧」に見直しされました。しかしながら、依然として本道の日本海側を中心とした漁業被害が続いており、令和3年度(2021年度)の被害額は約7億円に及ぶなど、被害地域の漁業がトドと共存できる対策が必要となっています。

このため、水産庁では、平成26年(2014年)8月に、トドの個体数管理の基本的な考え方を示す「トド管理基本方針(令和元年(2019年)8月一部改正)」を策定し、漁業被害の軽減及び絶滅回避の両立を目指したトドの管理を進めており、道としても、トドと漁業との共存を図るために、国とともに漁業被害の実態調査等を行っています。

■ 植林地内を進む角を持つエゾシカ



### 囲いわなによるエゾシカの生体捕獲の実施

囲いわなとは、主に大型の獣類の捕獲に用いられるわなの一種で、上面を除く外周を壁面や柵等により囲い込み、動物がわな内に侵入した際に入出口を封鎖することで閉じ込めて捕える仕組みとなっています。

道では、エゾシカによる森林被害を軽減するため、囲いわなによるエゾシカの生体捕獲を実施しており、捕獲したエゾシカは、地域の食肉処理施設等に供給し有効活用しています。

令和4年度（2022年度）は、令和4年9月から令和5年2月までの5ヶ月間で、道有林の釧路管理区（厚岸町）において101頭、網走東部管理区（津別町）において18頭のエゾシカを捕獲しました。

引き続き、囲いわなによる生体捕獲や林道除雪による狩猟環境の整備を行い、エゾシカによる森林被害の軽減を図っていきます。

■設置された囲いわな



■捕獲されたエゾシカ



### カ 鳥獣の保護管理に係る啓発

野生鳥獣を適切に保護するためには、野生鳥獣に関する正しい知識を持つことが重要です。

例えば、野生鳥獣への安易な餌付けや生ごみ、未収穫作物の放置は、人馴れや人の与える食物に依存する鳥獣を生み出すだけでなく、それらの鳥獣による農作物被害や人身被害などを誘発し、不自然な鳥獣の集中化を招いて生息環境に悪影響を与えるほか、感染症の発生や拡散のおそれもあります。

このため、道では、「あなたとヒグマの共存のために」などのリーフレットを作成して配布するほか、野生鳥獣への安易な餌付けの防止について、広報紙やホームページを活用するなどして普及啓発を行っています。

特にヒグマへの餌付け行為は、人の生命又は身体に直接被害を与える危険性が高いヒグマを誘発することになり、ヒグマとの共存を困難にし、道内の生物多様性に著しく影響を及ぼすことから、生物多様性保全条例に基づき、平成27年（2015年）1月20日から禁止しています。

また、傷病鳥獣の適正な保護対策を図るため、開業獣医師や公立動物園、水族館などの協力を得て、平成9年（1997年）に傷病鳥獣保護ネットワークシステムを構築し、効率的な保護収容体制を整備するとともに、傷病鳥獣の救護講座の開催やホームページなどにより、普及啓発を行っています。

平成22年(2010年)には、道内の野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出される事例が相次いだことから、野鳥生息地の巡回や死亡野鳥のウイルス検査を迅速に実施する体制を整備し、早期発見に努めているほか、死亡野鳥を素手で触らないことなど、ウイルスの拡散防止について普及啓発を行っています。

このほか、愛鳥思想の普及啓発を図るため、道内の児童・生徒から愛鳥週間の広報用ポスターの原画を募集し、その入賞作品の絵画展を開催しています。

■令和4年度野鳥絵画展入賞作品



## キ 多様な野生動物の生息環境の保全

道では、野生鳥獣の保護繁殖を図るため、森林鳥獣の生息地、大規模で多様な環境を有する鳥獣の生息地、渡り鳥の集団渡来地や集団繁殖地、絶滅のおそれのある希少鳥獣の生息地や市街地などの身近な鳥獣生息地を対象として、「鳥獣保護区」を指定し、このうち鳥獣の生息環境を保全する上で重要な区域を「特別保護地区」として指定しています(右表)。鳥獣保護区では、原則としてすべての鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では工作物の新築などの一定の開発行為が規制されます。

また、鳥獣保護区等の管理や野生鳥獣の生息状況等の調査のため鳥獣保護監視員を配置し、定期的な監視や指導を行っています。

■道指定鳥獣保護区の指定状況

鳥獣保護区の 指定目的	鳥獣保護区		特別保護地区	
	指定数	面積(ha)	指定数	面積(ha)
森林鳥獣生息地	190	169,190	76	6,723
大規模生息地	3	52,639	1	45
集団渡来地	20	27,298	5	9,252
集団繁殖地	4	1,237	3	1,197
希少鳥獣生息地	4	5,699	1	43
身近な鳥獣生息地	75	5,133	—	—
計	296	261,196	86	17,260

※令和4年度末現在

